

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

総合海洋政策本部参与会議意見書

～「東シナ海等における情勢変化への対応」と
「カーボンニュートラル実現に向けた海洋の貢献」～

総合海洋政策本部参与会議では、総合海洋政策本部令（平成19年政令第202号）第1条第2項に基づき、今般、総合海洋政策本部長への意見書を取りまとめた。

今後の政府における海洋政策の取組に際しては、本意見書を参考として、総合海洋政策本部を中心に進めることを要請する。

令和3年6月29日
総合海洋政策本部参与会議
座長 田中 明彦

総合海洋政策本部参与会議名簿

(座長・参与)	たなか 田中	あきひこ 明彦	政策研究大学院大学学長
(座長代理・参与)	ないとう 内藤	ただあき 忠顕	日本郵船株式会社取締役会長・会長執行役員 一般社団法人日本船主協会会長
(参与)	いまむら 今村	ふみひこ 文彦	東北大学災害科学国際研究所教授
(参与)	おがた 尾形	たけじゅ 武寿	公益財団法人日本財団理事長
(参与)	かねはら 兼原	あつこ 敦子	国際法学会代表理事 上智大学法学部教授
(参与)	さとう 佐藤	とおる 徹	東京大学大学院教授
(参与)	すぎもと 杉本	まさひこ 正彦	株式会社 NTT データアドバイザー 元海上幕僚長
(参与)	な かつ 中田	かおる 薫	国立研究開発法人水産研究・教育機構理事
(参与)	はらだ 原田	なおみ 尚美	国立研究開発法人海洋研究開発機構 地球環境部門長
(参与)	みずもと 水本	のぶこ 伸子	株式会社 IHI 顧問

※敬称略。座長、座長代理以外は 50 音順。

目次

1. はじめに	1
2. 我が国の海洋を取り巻く情勢の変化	2
(1) 東シナ海等における情勢変化	2
(2) 地球温暖化に関する世界的な動き	2
(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大	3
3. 総合海洋政策本部参与会議における議論の経緯・内容	3
(1) 参与会議における議論	3
(2) PT・SGにおける議論	4
①国際的な連携の確保及び国際協力の推進に関する検討（PT）	4
②気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響に関する検討（PT）	6
③海洋産業の競争力強化に関する検討（PT）	7
④海洋科学技術・イノベーションに関する検討（SG）	8
4. 情勢の変化を受け、特に重点的に取り組むべき施策	9
(1) 海洋を取り巻く情勢の変化を踏まえ、緊急に取り組むべき施策	9
(2) 海洋を巡る諸課題に対応するため、着実に推進すべき主な施策	12
5. 今後の海洋政策の推進	13

別紙1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討するプロジェクトチーム（PT）報告書

別紙2 気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響について検討するプロジェクトチーム（PT）報告書

別紙3 海洋産業の競争力強化に関するプロジェクトチーム（PT）報告書

別紙4 海洋科学技術・イノベーションについて検討するスタディグループ（SG）報告書

総合海洋政策本部参与会議意見書

～「東シナ海等における情勢変化への対応」と 「カーボンニュートラル実現に向けた海洋の貢献」～

1. はじめに

四方を海に囲まれ、その面積が国土面積の約 12 倍に相当する世界有数の広大な管轄海域を有する我が国には、国土の保全と国民の安全を確保すべく海を守っていくこと、経済社会の存立・成長の基盤として海を活かしていくこと、貴重な人類の存続基盤として海を子孫に継承していくこと等が強く求められている。

海洋に関する施策には、幅広い分野に及ぶ多種多様の個別施策が含まれる一方で、個別の施策を相互に連携・調整しながら政府全体として進めていくべき施策も多い。

このため、平成 19 年に、「海洋基本法」（平成 19 年法律第 33 号）が制定され、同法に基づいて海洋基本計画を策定することとされた。また、海洋に関する施策を総合的・計画的に推進する体制を整備するため、内閣総理大臣を本部長とする総合海洋政策本部（以下「本部」という。）が設置され、本部には、内閣総理大臣により任命された参与で構成される総合海洋政策本部参与会議（以下「参与会議」という。）を置くこととされた。

参与会議は、これまで海洋政策に係る重要事項を審議してきたが、令和 2 年度 of 取組として、参与会議の議論と並行して、第 3 期海洋基本計画に基づく取組の具体化及び加速化を図るべき政策テーマを選び出し、関係府省庁の協力を得ながら、3つのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）及び1つのスタディグループ（以下「SG」という。）を設け、参与以外の幅広い関係者の参画を得ながら集中的・精力的に検討を行い、今般、別紙のように報告書を取りまとめたところである。

本意見書は、こうした PT・SG における議論等に加え、参与会議における緊急に対応すべき重要事項についての議論や様々なテーマにまたがる横断的かつ俯瞰的な議論を経て、今般、総合海洋政策本部令（平成 19 年政令第 202 号）第 1 条第 2 項に基づく、参与会議から総合海洋政策本部長への意見という形で取りまとめたものである。本意見書では、2. において、刻一刻と変化し、不断の対応が求められる日本を取り巻く海洋の状況の主なものについて、「我が国の海洋を取り巻く情勢の変化」として記載し、3. において、「参与会議におけるこれまでの議論の経緯・内容」として参与会議での議論や各 PT・SG の報告書の概要を記載し、4. において、「海洋を取り巻く情勢変化を踏まえ、特に取り組むべき施策」を取りまとめている。

2. 我が国の海洋を取り巻く情勢の変化

海洋については、自然環境、社会経済など様々な側面から諸々の課題があり、政府としては、こうした課題に対応するための確かつ機動的に施策を実施していく必要があるが、海洋政策については、特に、以下のような情勢変化を踏まえて、今後の施策展開を考えていくことが重要と考える。

(1) 東シナ海等における情勢変化

近年、東シナ海においては、歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土である尖閣諸島の周辺海域において、ほぼ毎日中国海警局に所属する船舶の行動が確認されているほか、中国海警局に所属する船舶が領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする事案も繰り返し発生している。また、東シナ海をはじめとする日本周辺海域において、中国による我が国の同意を得ない調査活動等も多数確認されている。中国は南シナ海においても、大規模かつ急速な拠点構築など、現状を変更し緊張を高める行動、さらにはその既成事実化の試みを進めている。このほか、日本海中央部の大和堆においては、近年、中国漁船や北朝鮮漁船が違法操業を行っており、北朝鮮公船も確認されるなど、同海域で操業する日本漁船の安全を脅かす状況となっている。

こうした中、本年2月、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む中国海警法が施行され、我が国周辺海域における緊張はますます高まっている。

さらには本年3月には北朝鮮が昨年3月以来となる弾道ミサイルの発射を行い、我が国と地域の平和、安全が脅かされる状況が継続している。

こうした状況は、我が国の領海・排他的経済水域における安全や海洋権益への脅威となるのみならず、我が国のエネルギー・物資の主要な輸入経路となるシーレーンの安定的利用にとっても大きな脅威となる可能性が高まっている。

(2) 地球温暖化に関する世界的な動き

2020年度以降の地球温暖化対策の国際的枠組みであるパリ協定が、2016年(平成28年)に発効し、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて+2℃より十分低く保つとともに、+1.5℃に抑える努力を追求することとされた。+1.5℃目標を実現するためには、CO₂排出量を2050年頃には正味ゼロにする必要があるとされ(「1.5℃特別報告書」(2018年(平成30年)気候変動に関する政府間パネル(IPCC)公表)、2019年(令和元年)に開催されたCOP25において、「気候野心連合(Climate Ambition Alliance)」の2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すイニシアチブに、120カ国、15州・地域などが参加したと発表された。

こうした世界的な情勢の中、我が国においても、2020年(令和2年)10月、第203回国会の所信表明演説において、菅総理が「カーボンニュートラル」を宣言した。また、同宣言を受け、関係府省庁が連携して取り組む「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が、「経済と環境の好循環」につなげる

ための産業政策として2020年（令和2年）12月に策定された。

海洋分野においても、地球温暖化は、海洋の自然環境や水産業といった海洋産業に大きな影響を与えるほか、従来では想定されていなかった激甚な災害のリスクも沿岸域において懸念されている。一方で、再生可能エネルギーである洋上風力発電を通じた新たな海洋産業の育成や既存海洋産業の更なる発展、ゼロエミッション船や、CO₂回収（・有効利用）・貯留（CCS/CCUS）技術などのCO₂削減のための環境関連技術開発への期待がより一層高まっている。また、海洋域における各種データは、地球規模の気候変動予測に不可欠である。

（3）新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症の拡大は、我が国において、昨年1月に最初の感染者が確認されて以降、1年以上経過したが、現在に至るまで、国民の生活、社会経済に甚大な影響を与え続けている。世界的にみても、その感染症拡大に伴う甚大な影響は、人々の生命や生活のみならず、国内の経済、社会、国際政治経済秩序、差別・暴力などの基本的人権の侵害にまで多方面に波及している。

海洋分野においても、新型コロナウイルス感染症は大きな影響を与えている。昨年2月、新型コロナウイルス感染症の拡大の初期段階において、横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内で集団感染事案が発生し、世界的に前例がない中で、政府を挙げて対応に当たるという事態が発生した。また、新型コロナウイルス感染症は、現在影響は最小限に抑えられているが、海洋調査船による海洋観測について一部支障が生じたほか、外航旅客、内航海運といった海運業については運航休止や大幅減収、造船業については商談の停滞や新規受注の減少などの影響を与えている。さらには、水産業にも需要減による大きな経営・経済的影響を与えている。

3. 総合海洋政策本部参与会議における議論の経緯・内容

2.のような情勢の変化を踏まえ、参与会議においてブレインストーミングを行うとともに、参与会議において開催することを決定したテーマ別意見交換会の議論を参与会議に報告した。また、令和2年度において議論すべき海洋に関する政策テーマを選び出し、昨年9月に、3つのPT及び1つのSGを設置し、参与以外の有識者、関係府省庁の協力を得ながら、精力的な議論を行った（各PT・SGの報告書は別紙）。

（1）参与会議における議論

参与会議において、3つのテーマについてブレインストーミングを行った（2回）。また、2つのテーマについて非公開のテーマ別意見交換会を行った（1回）。

①ブレインストーミング

参与会議で行ったブレインストーミングにおいて、それぞれのテーマについて、以下のような意見が出された。

(ア) 北極政策

- ・日本の北極政策（研究開発、国際協力、持続的な利用）を確実に実施していくことが必要である。特に「研究開発」は、北極圏国や先住民団体のほか非北極圏国からも信頼されており、我が国の強みである。その強みを活かしつつ、さらなる国際協力及び持続的な利用を含めた3つの柱にしっかりと取り組むべきである。

(イ) 海洋の安全保障（海上法執行能力の向上等）

- ・海上保安庁について、警備体制を強化していることは理解するが、現場対処の状況などもっと国民に分かりやすくPRすることも必要である。
- ・水産庁による漁業取締は、用船も活用しているとのことだが、しっかりした訓練が必要である。
- ・中国海警法は武器使用を認めるものであり、我が国の公船、漁船への危険性が増大するとの認識のもと、注視が必要である。

(ウ) 人材育成

- ・人材育成については、日本の枠にとらわれず、多国籍、多分野であることも重要である。
- ・海洋調査船等にも女性乗組員が増えてきているが、出産・育児といったライフステージに対する配慮も重要である。
- ・日本社会の少子化、人口減少という構造的要因の中で、日本の海を守る海上保安庁、海上自衛隊の人材確保は、喫緊の課題である。

②テーマ別意見交換会

テーマ別意見交換会において、それぞれのテーマについて以下のような意見が出された。

(ア) 東シナ海における中国の海洋進出と日本の海上法執行の対応

- ・中国海警法について、国際協調を取りながら、国際法を遵守すべきであることを表明すべきである。
- ・国際法を強者のツールだと思っている国に対し、国際法に従うべきであるとの国際世論を日本が主導すべきである。
- ・海上保安庁の体制の強化は必要である。漁民の生命と財産を守る手段でもある。さらなる海上法執行の対応強化について政治的に決めていく時期に来ている。

(イ) 北極政策

- ・我が国の北極政策の三つの柱（研究開発、国際協力連携、持続的な利用）を融合させるような取組を行っていくべきである。
- ・北極域研究船は、建造費の確実な確保はもちろんのこと、運航にもかなりの費用が必要となるため、運航費についても予算を確保すべきである。
- ・欧米の砕氷研究船の国際コンソーシアムに中国や韓国は参画していないが、日本は参画していくなど国際連携、国際協調、国際プロジェクトに共同で取り組むことも、日本のプレゼンスを示す上では重要である。
- ・5月にアジア初となる我が国での開催となる第3回北極科学大臣会合もあるため、日本の取組、政策をアピールすべきである。
- ・北極研究は、国際ルールの形成及び北極海航路の安全確保のための基盤的データの取得、資源開発の影響評価など様々な部分を含んでおり、関係省庁で連携しながら取り組むべきである。

(2) PT・SGにおける議論

①国際的な連携の確保及び国際協力の推進に関する検討（PT）

第3期海洋基本計画では、国際連携及び国際協力（以下「国際協力等」という）について、「平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものであり」、「国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際ルール形成を主導していかなければならない」と述べ、海洋の主要施策の一つに掲げている。

国際的な連携の確保及び国際協力の推進について検討するプロジェクトチーム(PT) (以下「国際協力等 PT」) では、国際協力等が、多様な海洋の利用に係る施策に通底する性質であることに注目して、横断的に、以下の三つを検討課題として設定した。

第一に、「海洋状況の認識」における国際協力等(具体的には、海洋状況把握(MDA)をめぐり国際協力等)、第二に、「海洋秩序の形成」における国際協力等(具体的には、令和2年に我が国でも感染が確認された新型コロナウイルス感染症への対応として、感染者を乗せた船舶の寄港という我が国の特有な経験に基づく、既存の海洋秩序の評価とありうる新秩序の提案)、第三に、「海洋秩序の維持」における国際協力等(具体的には、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」実現の要である東南アジア諸国への支援)である。

同 PT では、上記三つの検討課題についての議論を踏まえ、以下のとおり提言をとりまとめた。

ここでは施策内容を簡潔に記すにとどめるが、本意見書に添付の国際協力等 PT 報告書では、これらの施策の確実な実施を促すために、実施主体・時期・予算に及んで提言している。

(ア) 「海洋状況の認識」に関する施策の提言について

(a) MDA についての国際協力等の強化の推進、そのための各国 MDA 能力等の調査・研究

我が国がリーダーシップをとって MDA の国際協力を強化すべきである。各国の MDA 関連機関との相互運用性の確保等も視野に、海上法執行等のオペレーションとより緊密に連携すべきである。

(b) 海洋状況表示システム(「海しる」)の一層の機能強化

国際協力を進める上での重要なツールとなる「海しる」について、公開情報の一層の充実を図るとともに、リアルタイム性をはじめとして掲載情報の内容・質を拡充すべきである。

(c) 北極問題への主体的参画

北極域研究の強化のプラットフォームたる北極域研究船の建造を着実に進めるべきである。北極評議会等を活用し、「法の支配」に基づく国際ルール形成へ積極的に参画し、宇宙政策との連携、関係諸国との対話や先住民との関係強化を検討すべきである。

(d) MDA の観点からの無操縦者航空機の活用方策の検討

無操縦者航空機の有用性を認識し、その活用方策及び収集情報の集約・共有のあり方等について検討すべきである。

(e) MDA プラットフォームの検討の加速

令和2年6月参与会議意見書記載の MDA の「情報共有のプラットフォーム」について継続的にフォローアップし、その実現に向けた検討を加速させるべきである。

(f) 戦略的な人材育成

海洋立国を支える多様な人材(含む船員)の育成等に省庁横断的に取り組むべきである。

(イ) 「海洋秩序の形成」に関する施策の提言について

(a) クルーズ船における感染症への国際的な対応に関する調査・研究の成果の効果的活用

ダイヤモンド・プリンセス号事案の経験から、クルーズ船における感染症対策のための国際秩序(旗国主義及び寄港国や沿岸国の義務の再検討等)の形成や国内規制(入港許可判断や生活排水規制等)の検討を、我が国の国益に応じて主導し、国際的にも発信すべきである。

(b) 海洋に関する国際秩序形成についての我が国のリーダーシップの発揮

国際海事機関(IMO)、国際水路機関(IHO)でのルールメイキングを積極的に主導すべきである。

(c) 海洋に関する国際機関(IMO、IHO等)における我が国の人的プレゼンス強化

主要幹部を含む多様なポストへの日本人の派遣を継続的に実現していくとともに、人材育成等に長期的、戦略的に取り組むべきである。

(d) 海洋に関する多国間の国際会合での我が国のリーダーシップの発揮

今後の海洋関連の国際会議（アワオーシャン会合等）に効果的なメッセージを発信し続け、我が国のリーダーシップを発揮する戦略的機会とすべきである。

(ウ) 「海洋秩序の維持」に関する施策の提言について

(a) 能力構築支援、港湾等インフラ開発支援等の戦略的拡充

インド太平洋地域諸国が秩序を適切に維持できるよう、関係省庁と実施機関とが緊密に連携し、能力構築支援等のレベルアップ・維持を図るべきである。同志国・友好国と情報共有を図り、効果的な支援を実施すべきである。

(b) FOIP の総合的かつ効果的な推進

米中等の動向等を踏まえ、ASEAN、域外関係国との国際的側面での我が国の役割を確立すべく、南シナ海のシーレーンの意義の一層の明確化等を図り、FOIP の総合的、効果的な推進を図るべきである。FOIP と「総合的な海洋の安全保障」との同一性を重視すべきである。

(c) 我が国の海上保安体制の一層の強化

東シナ海の法秩序と法執行の実効的な実現を確保するため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上法執行能力の強化を引き続き図るべきである。

(d) 二国間、多国間での海洋協議、海洋対話の強化

日越間での大臣レベルの海洋対話の強化、日印間の海洋分野の関係強化、日・ASEAN を含む多国間での海洋に関する取組を一層深化すべきである。

最後に、次期（第4期）海洋基本計画の策定の議論に向け、国際協力等 PT での検討課題として設定された三つの検討課題、すなわち MDA、新型コロナウイルス感染症（より大きな意味では海洋由来のパンデミック対応）、そして、基本計画の支柱である「総合的な海洋の安全保障」と著しく一致する FOIP は、次期基本計画でも、その位置づけが留意されるべきであること、また、本 PT で示された施策提言それぞれが、次期基本計画の重要な構成要素になりうるものであることを指摘したい。

②気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響に関する検討（PT）

地球温暖化による気候変動は自然環境だけでなく我々の生活にも様々な影響を与えることが懸念されており、それは海洋においても当てはまる。海水温上昇や海洋酸性化等の海洋環境の変化は海洋生態系だけではなく、沿岸域での高潮等による災害リスク、さらには海運業や水産業等の海洋産業への様々な影響を及ぼす可能性も指摘されている。このような背景から令和2年度、「気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響について検討するプロジェクトチーム（PT）」を設置し、外部有識者等を交え検討・議論した。

PT での検討・議論を受け、以下のとおり、提言を取りまとめた。

(ア) 緩和策

2050 年までのカーボンニュートラルを各国も目標に掲げており、国際競争力維持の観点からも、国際海運分野における燃費性能規制の導入や強化、ゼロエミッション船の普及・導入環境の整備や海運業への脱炭素燃料の導入、「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づく省エネ対策等の推進、洋上風力発電の導入及び CCUS の実用化に向けた計画の推進等、対応を急ぐ必要がある。

(イ) 適応策

気候変動の影響を軽減するために、「農林水産省気候変動適応計画」に基づき、気候変動に伴う各分野（漁業、養殖業、漁場造成）の影響の把握と、水温の変化等に適応できる技術の開発（海洋環境の変化に対応可能な品種開発等）を推進していくことが重要である。また、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」に基づき、海岸保全における気候変動適応策を進める。沿岸防災対策の推進においては、予測の高度化や情報の提供等のソフト面に加え、波浪・高潮等の外力強大化を見据えた港湾施設等の補強等のハード面の両面での沿岸防災対策が重要である。沿岸防災に関する取組は「仙台防災枠組 2015-2030」に大いに貢献できる内容であり、国際社会での防災・減災の取組を先導できる活動になると期待される。その一方で、

海洋生物資源等包括的な適応策をとりづらい分野があることに留意する必要がある。

(ウ) 気候変動の実態と影響を把握・予測する観測・調査体制の充実

緩和策や適応策の検討にあたって必要な基礎的情報たる実態把握や、CO₂排出削減の効果の測定には、生物地球化学アルゴフロート（BGC Argo）の積極的な導入・拡充や船舶等による観測の強化が必要である。また、将来予測の不確実性を低減して気候変動に対応した計画を策定するために、充実した海洋データの収集と高い精度の分析が可能となる環境の確保は不可欠であり、そのためにも、海洋観測等に係る既存の予算の速やか、かつ大幅な増額が必要である。特に、最も急速に温暖化が進行していながらも観測が乏しい北極圏の観測研究を充実するため、北極域研究船の建造や北極圏における継続的な観測を着実に進めることが重要である。

(エ) 新型コロナウイルス感染症下における気候変動対策継続の重要性

上記のように気候変動対策に欠かせない海洋観測等及びウェブを積極的に利用した IPCC や IMO（国際海事機関）等における国際的な議論については、新型コロナウイルス感染症対策に十分な留意をして、継続する必要がある。

(オ) 上記提言及び次期海洋基本計画に向けた検討に当たっての留意事項

気候変動による自然環境及び人間社会に対する影響は、同時に進行し、相互に密接に関連する重層的・複合的に深刻な影響として現れるものと理解することが重要である。そのためには、強化された海洋観測、精度の高い分析及び取得したデータの解析を通じて、現状把握及び将来予測を推進し、それらに基づいた緩和策、適応策を強力に推進していくことが重要である。

また、全球的視点での海洋観測データの共有と利用システムの構築に向け、海洋データバリューチェーンシステムの速やかな構築のほか、気候変動等による供給網途絶に備え、エネルギー・食糧自給率の向上等の対応が必要である。

さらに、気候変動への対応に限らず、普段の生活から海洋に対する国民の関心が向くように、海洋に関する教育・啓発活動を強化する必要がある。

③海洋産業の競争力強化に関する検討（PT）

海洋産業の振興及び国際競争力の強化については、第3期海洋基本計画において、「経済力・防衛力の基盤となる技術力の向上につながるものであり、海洋の安全保障をめぐる環境を維持・改善する効果も有する。」とされている。

我が国の海洋産業は、世界有数の海運・造船・船用からなる海事クラスターを形成し、国民経済を支えてきたが、国際競争の激化等の事業環境の変化やデジタル化時代への対応等の構造的な変化にも対応し、高付加価値化等による競争力強化等の重要性が一層高まってきている。また、新型コロナウイルス感染症は海洋産業にも大きな影響を与えている。

このため、令和2年度は「海洋産業の競争力強化に関する PT」において、将来に亘る我が国経済安全保障にとって重要で、関係者が幅広い、造船・海運分野の国際競争力強化や海上輸送ルートの確保、外航海運業を支える日本人海技者の将来像、洋上風力発電等の海域利用の着実な進展と関連産業の育成による新海洋産業の創出等について、外部有識者等を交え議論した。加えて、新型コロナウイルス感染症による海洋産業への影響と関係府省庁による対策等についても確認した。

これらを受け、以下のとおり、提言を取りまとめた。なお、これらの実現にあたっては、時代の変化に即した取組を行い、制度、施策等の見直しを速やかに行うこと、関係府省庁間の横の連携を高めるとともに、官民や産学官の連携、業界の枠を超えた海事クラスター全体としての連携を図ることが重要である。

(ア) 我が国における海洋産業の振興及び国際競争力の強化

(a) 海運業・造船業の国際競争力強化

短期的には、我が国造船業が非常に厳しい局面を迎えている現状に鑑み、造船の需要喚起、構造改革、研究開発能力の強化等を通じ造船業の基盤強化等を促進

すべきである。また、海運業でも時代の変化に即した柔軟なトン数標準税制への転換等を図るとともに、ポストコロナ時代も見据えた我が国の環境性能に優れた船舶の導入を支援し、我が国の海事クラスターを強化すべきである。

中長期的には、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたゼロエミッション船等の技術開発の加速、海洋産業におけるデジタル化時代への対応（シミュレーション共通基盤の形成等）等を進めるべきである。

(b) 洋上風力産業の振興

短期的には、より迅速・効率的な風況等の調査の実施、系統や港湾等のインフラ整備の計画的な推進、着床式洋上風力発電についての産業基盤の構築や関連産業の育成、浮体式洋上風力発電についての商用化に向けた技術開発等の加速、洋上風力発電に必要な人材の育成への着手等に取り組むべきである。

中長期的には、洋上風力産業ビジョン（第1次）で掲げられた目標の実現には、官民で連携し、継続的な取組が必要で、市場拡大が見込まれるアジアへ展開し、国際競争力を培っていけるよう、洋上風力発電に必要な人材の育成、浮体式洋上風力発電の技術開発・実証の促進等に取り組むべきである。

(イ) 海洋産業を支える人材の育成・確保

短期的には、日本人海技者の乗船実習教育等について、時代の変化に即した質の高い効率的な運営体制の構築に向け、引き続き教育現場を含む関係者間における議論を進め、課題解決の結論を得るべきである。

中長期的には、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルにも柔軟に対応できる能力等の新たに身につけることが期待される能力を有する人材の育成・確保を図っていくべきである。

(ウ) シーレーンの安定的利用の確保に向けた取組と沿岸国との産業協力の深化

シーレーンの安定的利用の確保は、我が国経済安全保障や国際競争力強化を支える上で極めて重要で、引き続き沿岸国における海上保安能力向上支援の強化、マラッカ・シンガポール海峡の航行安全確保の支援等の安定的利用の確保に資する取組を行うことが必要であり、我が国の強みを活かした港湾開発、船舶の輸出促進やシーレーン沿岸の開発途上国に対する官公庁船の供与を含む海外展開等の取組を継続・強化すべきである。

④海洋科学技術・イノベーションに関する検討（SG）

海洋政策を推進する上で重要な基盤となる海洋科学技術は、我が国の経済・社会の発展、自然災害や気候変動など地球規模課題への対応、エネルギー安全保障、海洋環境の保全等に貢献するものであり、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会実装を進めていくことが期待される。

本SGでは、海洋科学技術・イノベーションに係る内外の先進的取組や動向について俯瞰、把握するとともに、ポストコロナ時代の新たな日常（ニュー・ノーマル）を意識しつつ、概ね10年先を見据えて、次期海洋基本計画において取り組むべき課題を整理し、今後の海洋政策の指針について検討を行った。

環境問題等の地球的課題への貢献、他分野との共創などを意識しつつ、産学官の各セクターから有識者をお招きして、特に以下について、重点的に検討するとともに、コロナ禍の海洋科学技術・イノベーションへの影響とポストコロナ時代にふさわしい海洋科学技術・イノベーションの在り方に関する議論等を行った。

(ア) エネルギー資源・環境（CCS、海洋再生可能エネルギー・送電、海中データセンター、深海資源調査技術、海洋鉱物資源開発、海洋生分解性プラスチック等の海洋プラスチックごみ対策等）

(イ) 海上輸送（自動運航船、ゼロエミッション船等）

(ウ) 海洋情報（地震津波防災、AUV、衛星技術、AI等）

科学技術・イノベーション政策には、縦串と横串があり、話題提供いただいた個別の技術開発要素が縦串に相当し、縦串を支える情報インフラ整備や法整備、異分

野融合や人材育成の仕組み作り等が横串である。本 SG における議論について、横串の視点として、イノベーションの活性化、技術開発・産業化と商業化のギャップ、海洋産業のインフラ整備、人文社会科学との連携による地域や離島等のニーズの把握と課題解決、各種調整をワンストップで行う仕組み、法規制の課題意識を産学官で共有・明確化する枠組み、国際標準の設定を先導する仕組み、人材育成、異分野融合のためのニーズ・シーズの発信、海のデジタルトランスフォーメーション(DX)という項目で取りまとめた。

その上で、次期海洋基本計画策定に向けて、あるいは次期海洋基本計画期間中に、我が国にふさわしい海洋科学技術・イノベーションの推進体制・制度の在り方について、国内外の動向を踏まえつつ議論や検討が進むことを期待して、以下の項目について方向性を提示した。

(ア) 政策判断に貢献するための海洋科学技術・イノベーション（縦串）

海を理解し、社会の安全・安心を保证するための海洋観測の充実とデータの活用・共用、海洋の環境を守るための研究開発の充実、地球温暖化の緩和に資する研究開発の充実、我が国の産業を支えるサプライチェーンの確保に資する研究開発の充実についての方向性を提示した。

(イ) 産業化と商業化を結ぶための環境の整備（横串）

国の科学技術プロジェクトの在り方、産学協創プラットフォームの構築、ステークホルダーによる地域協議体の立上げについての方向性を提示した。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症について

経済の競争力強化等の諸課題に貢献する海洋科学技術・イノベーション、コロナ禍の海洋科学技術・イノベーションへの影響と今後への備えの2つの柱で議論を行った。

4. 情勢の変化を受け、特に重点的に取り組むべき施策

参与会議においては、3. で述べたように、参与会議における議論に加え、3つのPT、1つのSGを設置し、それぞれの政策テーマについて個別に検討を行ったが、2. で述べたような昨今の情勢変化も踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を以下のとおり提起する。以下の(1)に掲げる「東シナ海等における情勢変化への対応」及び「カーボンニュートラル実現に向けた海洋の貢献」の2つは特に緊急に取り組むべき課題であり、また、(2)に掲げる「海洋における新型コロナウイルス感染症対策」、「北極政策」、及び「海洋分野における人材育成等」の3つの施策については、産業界、国際機関等との調整を行い、着実に実施すべき課題である。

(1) 海洋を取り巻く情勢の変化を踏まえ、緊急に取り組むべき施策

海洋を取り巻く情勢変化を踏まえ、特に、以下の2つの施策については、緊急に取り組むべきである。

① 東シナ海等における情勢変化への対応

(ア) 海上法執行能力の強化

南シナ海情勢も踏まえた上で、東シナ海や日本海における法秩序と法執行の実

効的な実現を確保するため、引き続き、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、領海警備等のため海上法執行能力の強化を図っていく必要がある。また、そのために関係省庁間の連携も一層強化することが重要である。さらに、中国側の体制整備と運用を見極めた上で、十分な海上法執行能力が維持できるよう着実な巡視船・航空機等の増強を図るとともに、当該方針を状況に応じて見直すことを検討するなど体制強化を進める。

(イ) 関係国との連携の強化

我が国固有の領土である尖閣諸島周辺海域において、ほぼ毎日中国海警局に所属する船舶の行動が確認されているが、本年2月、中国海警法が施行されたことも踏まえ、東シナ海や南シナ海において更に緊張が高まるおそれがある。海洋における「法の支配」のために国際世論を主導するのが我が国の役割であり、国際法との整合性の観点から問題がある規定を含む中国海警法に対する深刻な懸念を関係国と共有し、連携を強化することにより中国に対して国際法を遵守するよう強く促していくことが重要である。

(ウ) 海洋状況把握（MDA）の能力強化

第3期海洋基本計画において総合的な海洋の安全保障の強化の基盤となる施策の一つとして「MDA体制の確立」に重点的に取り組むこととされ、昨年度及び一昨年度にPTを立ち上げ、それぞれ船舶動静及び国境離島の把握能力の強化に焦点を当てて参与会議として提言を行った。これらに基づいて政府は着実に施策を推進してきているところであるが、現下の東シナ海等における情勢変化等を踏まえると、MDAの能力強化をさらに加速する必要がある。具体的には、海洋状況把握（MDA）について、無操縦者航空機の活用方策の検討などを進めることで海洋監視能力の強化に努めるとともに、「海洋状況表示システム（海しる）」に関して、外国とのリアルタイム性を伴う情報共有機能の実装など機能の一層の充実を図る。また、令和2年6月参与会議意見書記載のMDAの「情報共有のプラットフォーム」の実現を加速させるべきである。さらに、価値観を共有する各国との間で、我が国がリーダーシップをとって国際連携・協力を強化していくことが望ましい。この場合、海上法執行等のオペレーションとのより一層緊密なリンクを確保することを念頭に置く必要がある。

(エ) シーレーンの安定的利用の確保

南シナ海のシーレーンの意義の一層の周知と明確化を図り、インド太平洋を「国際公共財」として自由で開かれたものにする「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を推進するとともに、交通の難所であるマラッカ・シンガポール海峡の航行安全確保の支援や海上保安能力向上支援及びシーレーン沿岸国との産業協力の強化などを通じ、我が国の資源の安定的な確保、グローバルサプライチェーンの維持といった、経済安全保障の確保の観点からも、シーレーンの安定的な

利用の確保に向けた取組を推進する。南シナ海以外の代替シーレーンとその利用を余儀なくされた場合の、エネルギー等の備蓄や商船隊による輸送の確保のシナリオを、関係省庁の連携により作成する。

(オ) 海運業・造船業の国際競争力の強化

海運業は、我が国の経済活動と国民生活を支える基盤であるとともに、非常時における救援物資の緊急輸送に貢献する産業である。また、造船業は、船舶の安定供給によって我が国の経済活動と国民生活を支えているほか、艦艇や巡視船艇の建造・修繕を行う安全保障上不可欠な社会基盤でもある。加えて、多くの関連産業を抱える裾野の広い産業として、地域の経済・雇用にも貢献している。このように我が国にとって重要な産業である海運業・造船業において、自動運航技術をはじめとするデジタルトランスフォーメーション（DX）などの次世代技術の開発促進も含め、国際競争力の強化に向けた取組を推進する。

② カーボンニュートラル実現に向けた海洋の貢献

(ア) 洋上風力発電の導入促進

洋上風力発電については、我が国では平成 31 年 4 月に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律が制定され、導入促進に向けた取組が着実に進展している。

さらに、昨年 12 月に「洋上風力産業ビジョン（第 1 次）」が取りまとめられ、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においても重要分野の一つに位置付けられており、深海域を含めた広い海域でも活用が可能な浮体式洋上風力発電も含め、同ビジョン等に基づき、予見可能な国内市場の創出、投資促進・サプライチェーンの形成、アジア展開も見据えた次世代技術開発等に取り組む。

こうした我が国海域における洋上風力発電の本格的導入に向けたプロジェクト推進の障壁となりうる規制の総点検を行い、事業環境の改善（法令整備の検討を含む。）を行うこと等を通じて、海洋における「経済と環境の好循環」を作り出し、海洋が「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の実現に向けて貢献していく。

(イ) 環境関連技術の開発・実用化の促進

気候変動等を踏まえ、海洋分野においても、CO₂回収（・有効利用）・貯留（CCS／CCUS）技術、温室効果ガスを排出しないゼロエミッション船などの環境関連技術の開発・実用化の取組を促進する。また、メタンハイドレートや海洋鉱物資源の生産技術開発にあたっては、環境への影響に配慮した取組を進める。

さらに、海運業への脱炭素燃料の導入にあたり、サプライチェーンの構築に関連する港湾施設等の整備等も進めていく。

(ウ) 海洋観測及び沿岸域の防災対策の強化

地球規模の気候変動の把握や将来予測の高精度化等を実現するため、海洋のビッグデータの取得、取得したデータの処理・共用・利活用技術の高度化が重要である。このため、海空無人機などの活用等による無人海洋観測システムの構築を図り、海洋観測データをさらに充実させ、これらの徹底的な活用により海洋におけるデータ駆動型研究を推進するとともに、国難とも言える最大クラスの地震・津波災害対策に加えて、気候変動に伴う平均海面水位の上昇、台風時等における最大潮位偏差や波高の長期変化等も見据えた海岸保全や沿岸域の防災対策を推進する。

(2) 海洋を巡る諸課題に対応するため、着実に推進すべき主な施策

(1) で述べた施策以外に、海洋を巡る諸課題に対応するため、特に、以下3つの施策については、産業界、研究機関、国際機関、関係諸国等と綿密な調整を行いつつ、着実に推進すべきである。

① 海洋における新型コロナウイルス感染症対策

ダイヤモンド・プリンセス号事案という我が国の経験を踏まえ、既存の旗国主義や、運航国並びに寄港国及び沿岸国の権利・義務の再検討等の課題が明らかになった。クルーズ船における感染症への国際的な対応に関する研究の調査結果と提言も踏まえ、これらの論点が、国際的な場でも検討対象として認識されるよう適時適切に発信する。これまで我が国が進めてきた国際法秩序の形成への貢献を継続するとともに、国際法に照らした国内法令のあり方の検討を進め、この事案の経験を踏まえた適切な対策を講じる。

また、海洋調査船による海洋観測等について新型コロナウイルス感染症対策を徹底して業務継続に万全を期す。

海運業・造船業や水産業等の海洋産業についても、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい局面にあることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策や、事業継続のための適切なセーフティネット制度を維持・整備するとともに、生産性向上や新造船の需要喚起のための対策等を講ずる。

② 北極政策

北極は最も急速に温暖化が進行する地域であり、全球的な気候変動のみならず、我が国の異常気象にも影響を与えるとされているが、「観測データ」の空白域となっており、現状では科学的知見が不足している。一方で、我が国は、北極海航路の利活用、資源開発をはじめとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る環境にある。こうした状況を踏まえ、北極政策は、第3期海洋基本計画において主要施策として位置づけられており、研究開発、国際協力、持続的な利用に関する諸施策について連携して取り組むべきである。

平成30年度に開催した「北極政策プロジェクトチーム(PT)」の提言を踏まえ、北極海航路の利活用に向けて、令和元年度に運航支援システムを構築し、産学官連携協議会等を通じて関係者との情報共有を図った。また、北極域研究を推進するため、本年度から北極域研究船の建造に着手するとともに、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の後継プロジェクトである北極域研究加速プロジェクト(ArCSⅡ)を令和2年度から開始している。さらに、本年5月には、アジアで初となる日本で北極科学大臣会合(ASM3)を開催し、北極域の国際観測ネットワークの強化や研究人材の育成等に関する共同声明を採択した。

今後は、北極域を巡る諸外国の動向も踏まえ、北極域研究船を確実に建造するとともに、その活用等により、北極域研究をさらに推進する。また、こうした取組について国際枠組を活用してアピールしていくほか、国際プロジェクトへの積極的参加、国際ルール形成への積極的参画などにより我が国の国益・プレゼンスの向上を目指す。

③ 海洋における人材育成等

(ア) 外航海運業を支える日本人海技者の育成・確保は、経済安全保障の観点からも重要であり、より効率的で質の高い、日本人海技者の専門教育の在り方について検討を進める。また、日本の周辺海域の安全を守る海上保安庁の巡視船等の乗員や海上自衛隊の艦艇乗組員等の確保・育成についても強化に努める。

(イ) 海洋科学技術・イノベーションの社会実装に向けて、目標や計画から逆算してタイムスケジュールを意識しながら人材育成を進めていくことが重要である。そのために、産学官連携の下で、研究を担う若手研究者の人材育成を進めるとともに、我が国の国際的な協調体制を構築するため、長期にわたって日本を代表して交渉・調整する人材を育てる方策についても検討する必要がある。

(ウ) 国際海事機関(IMO)、国際水路機関(IHO)などの国際機関における我が国の人的プレゼンスの強化や、多国間の国際会合での我が国のリーダーシップの発揮について戦略的に取り組む。また、我が国主導の国際プロジェクトに関する国際人材の活用についても検討する。

5. 今後の海洋政策の推進

本意見書については、参与会議として、総合海洋政策本部長への意見という形でと取りまとめたものであるが、関係府省庁において、施策として具体化し、着実に成果に結びつけていくことが重要である。

また、施策の実施に当たっては、東シナ海等における情勢変化、地球温暖化に関する世界的な動向、新型コロナウイルス感染症の拡大といった大きな情勢変化のみならず、海洋を巡る諸課題を踏まえ、的確に、かつ、機動的に対応していくことが重要である。

最近でも、昨年7月に発生したモーリシャス共和国沿岸で座礁した貨物船による油流出事故では、環境に甚大な被害を及ぼしたほか、法的・社会的責任についても大きく問われた。また、本年3月のスエズ運河でのコンテナ船座礁事案では、同運河が世界の物流にとって重要なシーレーンであり、その通航を阻害されることによる影響が大きいことが改めて認識されるなど、新たな課題も生じているところであり、これらにも適切に対応する必要がある。

総合海洋政策本部長及び本部長を支える海洋政策担当大臣の指揮のもと、同本部の実務を担う総合海洋政策推進事務局（以下「事務局」という。）が総合調整機能・企画立案機能を果たすとともに、関係府省庁には、参与会議における審議結果を参考に、事務局と緊密に連携・協力し、各施策を統合的な形で着実かつ効果的に進めていくよう要請する。

また、現在、第3期海洋基本計画の4年目を迎えるところであるが、現計画に基づく施策を着実に推進するとともに、第4期海洋基本計画の策定に向けた議論を加速することが重要である。事務局及び関係府省庁においても、必要な理解と協力を求めるものである。